

品川区議会議員、教育委員会委員、監査委員並びに  
選挙管理委員会委員表彰条例にもとづく取扱要綱

制定	昭和50年	9月23日	要綱第28号
改正	平成14年	4月1日	要綱第69号
改正	平成18年	11月1日	要綱第156号
改正	平成27年	4月1日	要綱第425号

(目 的)

第1条 この要綱は、品川区議会議員、教育委員会委員、監査委員並びに選挙管理委員会委員表彰条例（昭和29年品川区条例第9号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(表彰条件)

第2条 区長は、次に掲げる事項に該当した者を表彰する。

- (1) 任期満了等の理由により退任した者で、その後引き続き当該職につかない者
- (2) 前号に規定する者が、その後再び当該職につき、任期満了等の理由により退任し、引き続きその職につかない者
- (3) 品川区議会議員を退任した者については、第1号または前号に該当する者であって、品川区議会議員として引き続き8年以上在職した者

付 則

この要綱は、昭和50年9月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。